

議案第45号

久喜市（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会条例の  
一部を改正する条例

久喜市（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会条例（平成27  
年久喜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条中「建設部都市整備課」を「建設部公園緑地課」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

平成28年4月1日付け組織機構改革に伴い、当該条例に規定する委員会の庶務担当課について整理する必要があるため、この案を提出するものであります。